

1. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）、労働保険（雇用保険・労災保険）の適用関係

区分	社会保険		労働保険	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労災保険
社員 (週 30 時間以上勤務) 月の労働時間が概ね <u>120 時間以上</u>	○	○	○ (一般被保険者)	○
アルバイト A (週 30 時間以上勤務) 月の労働時間が概ね <u>120 時間以上</u>	○	○	○ (一般被保険者)	○
アルバイト B (週 20 時間以上勤務) 月の労働時間が概ね <u>86.6 時間以上</u>	×	×	○ (一般被保険者) 短時間就労者	○
アルバイト C (週 20 時間未満勤務)	×	×	×	○

「雇用調整助成金」
の対象となる！

「緊急雇用安定助成金」
の対象となる！

※ ○加入手続きを行う ×加入手続きを行わない

社会保険 → 学生でも加入要件を満たせば被保険者となる。

雇用保険 → 昼間部の学生であれば被保険者とならない。夜間部等の学生であれば被保険者となる。

86.6 時間 → $20\text{h} \times 52 \text{ 週} \div 12 \text{ ヶ月} = 86.6 \text{ 時間}$

☆一般被保険者

(週所定労働時間が 30 時間以上)

☆短時間就労者

(1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であることかつ 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれる)